

第 1 編

個人情報保護

第 1 章

個人情報保護法制定の背景

テーマ	重要度
第1 國際的動向	C
第2 日本国内の動向	C

第1 國際的動向

1 OECD理事会勧告

個人情報保護法は1970年代に西ヨーロッパ諸国で相次いで制定されたが、具体的な規制内容が国ごとに異なっていたため、アメリカのような多国籍企業を有する国と利害が対立した。

そこで、OECD（経済協力開発機構）で協議された結果、1980年に「OECD理事会勧告」が採択された。この勧告の付属文書、いわゆる「OECD 8原則」は、国内適用における基本原則を定めており、現在では、先進国における個人情報保護法制のスタンダードとなっている。

[OECD 8原則]

目的明確化の原則	収集目的を明確に、データ利用は収集目的に合致させるべきである
利用制限の原則	データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用・使用してはならない
収集制限の原則	適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知または同意を得て収集すべきである
データ内容の原則	利用目的に沿ったもので、かつ正確・完全・最新であるべきである
安全保護の原則	合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護すべきである
公開の原則	データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示すべきである
個人参加の原則	自己に関するデータの所在および内容を確認させまたは異議申立てを保証すべきである
責任の原則	管理者は諸原則実施の責任を有する

2 EU指令に対する日本等の対応

- ① EUは、1995年に「個人データ保護指令」を制定し、EU域内の国に対して、指令の内容に適合するように3年以内に個人情報保護のための法制化を図ることを要請した。
- ② これに対して、日本は、個人情報の取扱いに関するガイドラインを改定し、個人情報の取扱いが適切であることを示すマークを民間事業者に付与するしくみを採用（プライバシーマーク制度、個人情報保護マーク制度等）した。また、アメリカは、セーフハーバー（安全港）方式と呼ばれる独自の厳格な自主規制システムを導入した。



個人情報保護法制の違い

アメリカでは特定の個別分野に対象を限定した個別法を制定しています（セクトラル方式）。

欧州主要国では、官民双方を包括的に適用の対象としています（オムニバス方式）。日本は、官民別個の法律を制定しています（セグメント方式）。



個人データ保護指令

個人データ保護指令には、EU域外の第三国への個人情報の移転は当該第三国が充分なレベルの保護対策をしている場合に限るとし、また、措置が充分でない場合は、改善のため協議することができる旨の規定が置かれていました。



プライバシーマーク

プライバシーマークは、1999年に「JIS Q 15001」として「個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムの要求事項」が公表されたことにより、JISに対する適合評価制度へと変更されました（法的拘束力なし）。